

# 吹田市の環境影響評価制度

## ■ 環境影響評価（環境アセスメント）とは

環境影響評価とは、工場の建設や大規模開発などの事業を実施する際に、事業者自らが環境への取り組みを行うための制度です。

吹田市は、独自に「吹田市環境まちづくり影響評価条例」を制定し、環境影響評価の手続きを定めています。

事業者は、条例に基づき、以下のように環境への取り組みをすすめます。

|               |                                                              |
|---------------|--------------------------------------------------------------|
| 環境調査<br>予測・評価 | 現地の環境をよく調査して、事業の実施による環境への影響を予測し、評価します。（いわゆる環境影響評価を実施します。）    |
| 情報公開<br>と説明   | 環境影響評価に関する資料や、環境への取り組みを公表します。<br>住民からの質問に回答し、意見に対して見解を公表します。 |
| 環境取組<br>の検討   | 環境についての住民からの意見書、市からの審査書・市長意見書を踏まえて、取り組み内容を、よりよいものにします。       |
| 実施と<br>検証     | 事業の実施後（工事中と完成後）に、環境への影響が当初の予測どおりか調査して、必要に応じて追加の対策をします。       |

## ■ 情報公開と意見提出

住民は、環境影響評価に関する資料（調査計画や実施結果など）や、事業者が実施する環境への取り組みの内容を事前に知ることができ、質問や意見を出すことができます。

どんな事業が行われるのか知りたい

→資料を閲覧できます  
市のホームページでも閲覧できます

資料の内容や環境への取組内容がわからない

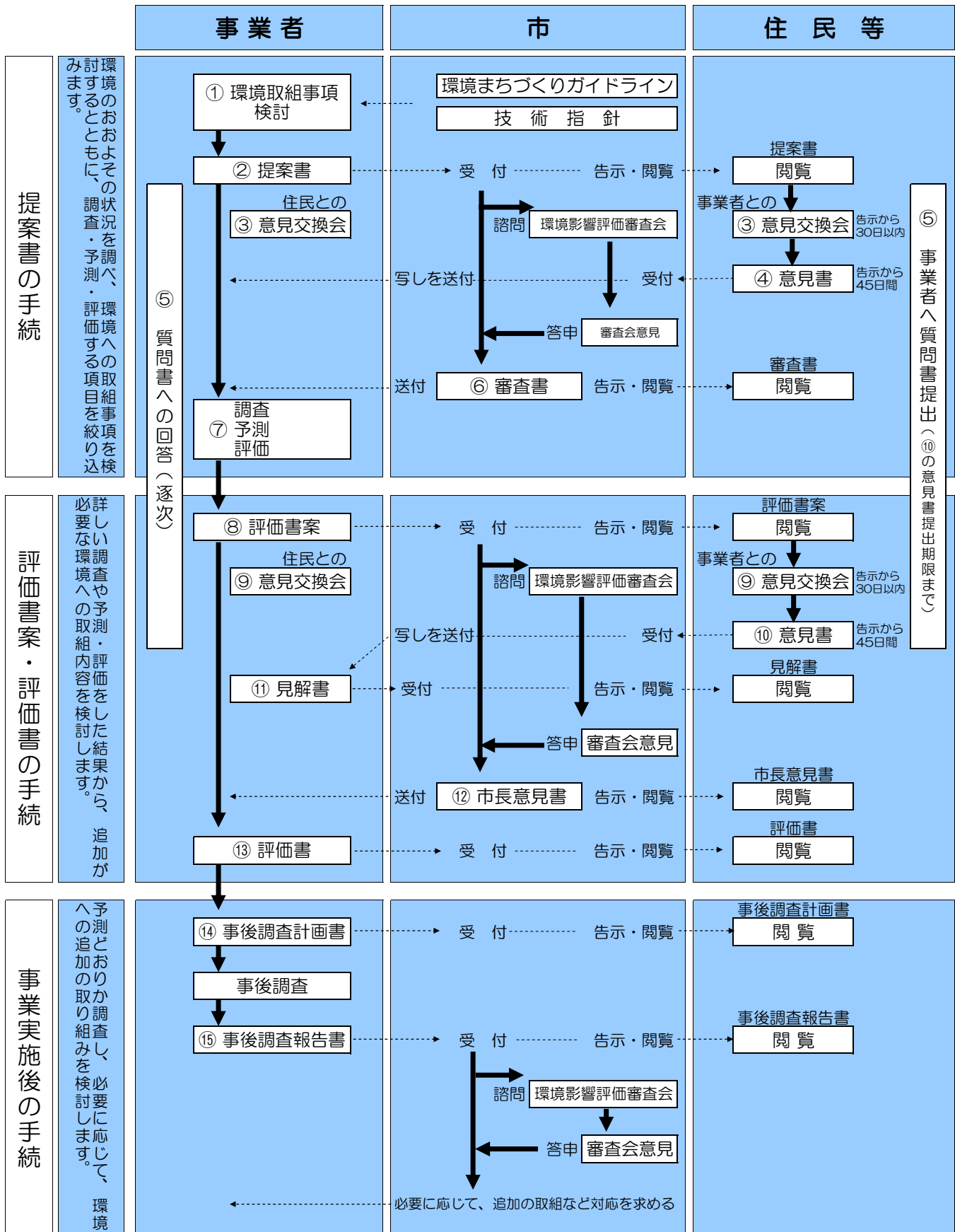
→質問書を提出できます

環境への取り組みについて意見が言いたい

→意見書を提出できます  
→意見交換会に参加できます

詳しくは、次のページをご覧ください。

# 環境まちづくり影響評価手続きの流れ



|    |                    |                                                                     |
|----|--------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1  | 環境取組事項の検討          | 事業者は、自らの環境方針を踏まえ、事業計画を環境の視点から立案し、環境への取組事項を検討します。                    |
| 2  | 提案書の提出             | 事業者は、事業計画や環境取組事項、環境影響評価の項目・方法を記載した環境影響評価提案書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。  |
| 3  | 住民と事業者との意見交換会の開催   | 事業者は、関係地域の住民に提案書の内容を説明し、環境の視点からの意見を交換するための意見交換会を開催します。              |
| 4  | 提案書についての住民の意見書の提出  | 提案書の内容について、事業者に対して環境の視点からの意見がある方は、市長に意見書を提出することができます。               |
| 5  | 質問書の提出             | 提案書又は評価書案について事業者に対して質問がある方は、市長に質問書を提出することができます。市長は、事業者からの回答書を公表します。 |
| 6  | 提案書に対する市長の審査書の送付   | 市長は、審査会の答申や住民の意見を考慮して、提案書に対する審査書を事業者に送付するとともに、公表します。                |
| 7  | 環境影響評価の実施          | 事業者は、市長の審査書に基づき提案書の内容に検討を加え、環境影響評価（調査・予測・評価）を行います。                  |
| 8  | 評価書案の提出            | 事業者は、環境影響評価の結果と再度検討を加えた環境取組事項を記載した環境影響評価書案を、市長に提出します。市長はこれを公表します。   |
| 9  | 住民と事業者との意見交換会の開催   | 事業者は、関係地域の住民に評価書案の内容を説明し、環境の視点からの意見を交換するための意見交換会を開催します。             |
| 10 | 評価書案についての住民の意見書の提出 | 評価書案の内容について、事業者に対して環境の視点からの意見がある方は、市長に意見書を提出することができます。              |
| 11 | 見解書の提出             | 事業者は、意見交換会での意見や住民の意見書に対する見解書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。                 |
| 12 | 評価書案に対する市長意見書の送付   | 市長は、審査会の答申や住民の意見、事業者の見解を考慮して、評価書案に対する市長意見書を事業者に送付するとともに、公表します。      |
| 13 | 評価書の提出             | 事業者は、評価書案に検討を加えた環境影響評価書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。                      |
| 14 | 事後調査計画書の提出         | 事業者は、事後調査を実施するための計画書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。                         |
| 15 | 事後調査報告書の提出         | 事業者は、事後調査の結果と環境取組の実施状況についての報告書を、市長に提出します。市長はこれを公表します。               |

## よくある質問と回答

**Q どんな事業が対象ですか？**

A 5ヘクタール以上の開発事業や、500戸以上の住宅団地の建設など、大規模な開発・建築事業が対象です。条例で事業の種類ごとに対象となる規模を定めています。

**Q 提案書の手続きと、評価書案・評価書の手続きの違いは何ですか？**

A 提案書は、「どんな環境調査を実施するか」を検討する段階で、評価書案・評価書では、「どんな環境取組を実施するか」を検討します。

**Q 提案書などの資料は、どこで見ることができますか？**

A 資料は、指定の公共施設や図書館で閲覧できるほか、市のホームページにも掲載します。

**Q 意見交換会とはどのようなものですか？**

A 事業者が、提案書や評価書案の内容を説明するとともに、参加者からの質問や意見に対して、誠実に見解を示す場です。

**Q 提案書や評価書案の内容がわからないときは、どうしたらいいですか？**

A 評価書案への意見書の締切日までに、市に質問書を提出してください。事業者からの回答は、市ホームページと、評価書案や評価書に掲載します。

**Q 意見書はどうやって提出するのですか？**

A 意見書の提出期間内(45日間)に、市に書面で提出してください。提出期間・方法は、資料の閲覧場所や市のホームページに掲載します。

**Q 環境影響評価審査会とは何ですか？**

A 市長が委嘱する学識者で構成される機関です。市長からの諮問を受け、環境影響評価が適切に行われているかどうかを審査します。会議は公開で行われ、議事録も閲覧できます。

**Q この制度は、事業をやめさせることはできますか？**

A 事業の実施にあたって、住民の意見や市長の意見をもとに、事業者自らが環境取組をより効果的なものにするための手続きです。

詳しくは、市ホームページにも掲載しています。

吹田市 環境影響評価

検索

吹田市環境部環境政策室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話 06-6384-1231（代表）